

保護者の皆様へ

令和6年能登半島地震により被災した児童生徒の就学援助について

この度は、被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

能登半島地震の影響により、経済的に就学困難となった方は、各学校へお申し出ください。

※すでに就学援助の認定を受けている方については、支給が重複するため、申請することはできません。

1 対象者

能登半島地震により被災し、経済的に就学困難となり、特例の認定基準※に該当することとなった小・中・義務教育学校に通学する児童生徒の保護者

※所得課税証明書に加え、申立書および令和6年中の収入見込等を基に判定

2 提出書類（様式は学校にあります）

- ① 児童生徒に係る世帯票・・・1人につき2枚
- ② 【就学援助費】振込口座登録申請書および通帳のコピー
- ③ 就学援助費に係る収入額・需要額調書
- ④ 保護者全員分の市・県民税所得課税証明書（直近のもの）
（死亡者、特別措置に基づく市・県民税の減免を受けている者の分は除く）
- ⑤ 申立書 ※離職（失業）、収入減少した場合は、裏面も記入
- ⑥ 被災証明書のコピーまたは被災証明書のコピー
- ⑦ 収入減少となった理由が証明できる書類
 - ア. 保護者の収入減少の場合・・・令和6年中の収入実績がわかる書類
 - イ. 保護者離職（失業）の場合・・・離職（失業）日が確認できる書類
 - ウ. 保護者死亡の場合・・・死亡日が確認できる書類
 - エ. 特別措置に基づく市・県民税の減免を受けている場合・・・減免を証明する書類

3 提出先 各学校

4 留意事項

- ・避難等により、高岡市の学校に通学している児童生徒の保護者の方で、本制度の対象と思われる方は各学校へご相談ください。
- ・経済状況が好転した場合は、辞退届を学校へ提出してください。
- ・虚偽の申請により不当に就学援助を受給されたことが判明した場合には、遡って返金していただきます。